

～都税についてのお知らせ～

—都税についてのお知らせ—

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◇ **自動車を譲渡したとき**：平成27年3月31日（火）までに移転登録をお済ませください。

★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◇ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：速やかに抹消登録をお済ませください。

★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr6\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html)

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時

（土日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

—都税についてのお知らせ—

## 自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続きが必要です。

変更登録の手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

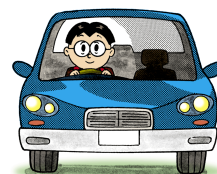
電子申請は、インターネット・携帯電話から24時間ご利用いただけます。

※ 東京ナンバーの自動車に限ります。

※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

※ 電子申請をご利用いただくには、東京電子自治体共同運営サービスへの利用者登録が必要です。

詳しくは、



【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時

（土日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）